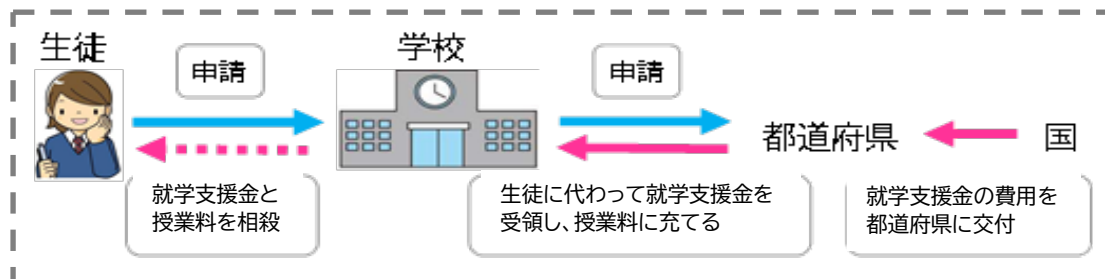


## 高等学校等就学支援金制度（R4 年度入学生用）

### 1. 制度の概要

ご家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。返還は不要で全国の約8割の生徒が利用しています。



【受給資格】 次のいずれかに該当する方は支給対象外となります。

◎保護者の年収目安でおよそ910万円以上の方

※【算定式】 以下により計算した額が30万4,200円以上の方

課税標準額(課税所得額)×6%市町村民税の調整控除の額

◎高校等を卒業または修了した方

◎高等学校に在籍した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えている方、または74単位以上履修した方

### 2. 年間の流れ

| 申請時期  | 審査対象税額   | 認定期間       |
|-------|----------|------------|
| 6月～7月 | 令和5年度分所得 | 令和6年7月～翌6月 |

・毎年1回7月頃に申請する必要があります。

### 3. 支給額

就学支援金は、保護者の課税額(親権者が2名の場合は2名分)や履修する単位数によって支給額が異なります。課税額はe-Shienに入力していただきました情報を基に審査します。

例) 1年次26単位履修の場合

| 年収(目安)      | 算定式による金額    | 支給金額     |
|-------------|-------------|----------|
| 910万以上      | 30万4,200円以上 | —        |
| 590万～910万程度 | 30万4,200円未満 | 125,112円 |
| 590万未満      | 15万4,500円未満 | 221,000円 |

### 4. 支給方法

・支給対象に認定された方へは、金額等の詳しいお知らせを後日改めて発送します。

※令和6年10月頃と令和7年3月頃を予定

※就学支援金をあらかじめ今年度の校納金から控除している等、すでに支給が完了している方に関しては、お知らせは送られません。